

秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第十二号

秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項ただし書中「指定介護老人福祉施設及び」を「指定介護老人福祉施設に」に、「又は」を「の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第四十二条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は」に、「場合の」を「場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の」に、「第四十二条第二項の規定」を「法第七十八条の四第一項及び第二項の規定に基づき当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が所在する市町村が定める条例に定めるユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者の配置の基準」に改める。

第五条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第十二条に次の一項を加える。

2 条例第九条第五項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 条例第九条第三項に規定する身体的拘束等（以下単に「身体的拘束等」という。）の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第三十八条に次の一項を加える。

2 条例第二十二条第七項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第四項から第六項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。